

教育委員会制度の改革に関する与党合意について

この度、与党においては、真摯かつ熱意ある協議を重ねた結果、教育委員会制度の改革に関する合意がなされたところである。

全国市長会は、これまで、教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、市長の全面的な責任の下で行うか、選択可能な制度とすべきと提言してきた。

今回の合意においては、新「教育長」を首長が議会の同意を得て任免することとされ、また、教育委員会は引き続き執行機関として存置するが、新たに首長が主宰する「総合教育会議」を設置することとされた。

同会議において、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重要な教育施策の方向性等について協議・調整することとされるとともに、児童、生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態についても対処することとされている。

これにより、首長の権限が強化され、指摘されていた責任の所在の明確化が図られることになることを期待する。

また、地教行法第50条の「国の指示」に係る見直しの検討に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性がそこなわれることのないよう、適切に対処することを求める。

平成26年3月14日

全国市長会

会長 森 民 夫